

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月29日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

広島県公安委員会規則第14号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則（昭和36年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特殊の場合の被服及び装備品の貸与) 第6条 条例第5条の規定により貸与することができる特殊の被服及び装備品の品目、員数及び使用期間は、別表第1、 <u>別表第2</u> 及び <u>別表第3</u> のとおりとする。	(特殊の場合の被服及び装備品の貸与) 第6条 条例第5条の規定により貸与することができる特殊の被服及び装備品の品目、員数及び使用期間は、別表第1 <u>及び</u> 別表第2のとおりとする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第6条関係）

被貸与者	品目	員数
警察署長、副署長、次長その他警察本部長が必要と認める警察官	標章	1個

附 則

この公安委員会規則は、令和3年12月1日から施行する。